

毎年10月は「土地月間」です

国土交通省では、土地の制度に関する理解を深めていただけるきっかけになるよう、10月を「土地月間」と定めています。

土地は、私たちの日常生活や企業活動にとって不可欠な基盤であり、土地基本法においても、土地所有者の責務として、適切な土地の利用や管理、取引を行うことなどが定められています。



『土地の取引など』

◇大規模な土地取引

区 域	法定面積	内 容	担当課
都市計画区域内	5,000㎡以上	土地権利取得者は、契約締結日から14日以内に「土地売買等届出書」の提出が必要	市長公室 企画政策課 67-1844
都市計画区域外	10,000㎡以上		

◇森林の土地の取得

区 域	法定面積	内 容	担当課
地域森林計画 区域内	面積指定なし (※)	新たに土地の所有者となってから90日以内に「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要 (相続等を含む)	産業観光部 林務課 67-2121

※国土利用計画法に基づく「土地売買等届出書」を提出する場合は不要

◇農地売買・農地転用

区 域	内 容	担当課
農地の売買・賃借	農地法に基づき農業委員会の許可が必要	産業観光部 農水畜産課 67-1835
農地を農地以外の土地にする (農地転用)	農地法に基づき市の許可が必要	

『開発行為』

無秩序な開発を防ぐとともに適正な土地利用の推進を図るため、法律、県規則、市条例によって、これらに該当する開発には規制が設けられており、届出、協議などが必要です。

面 積	内 容	担当課
1,000㎡以上	市条例に基づき市との「自然環境保護協定」の締結が必要	市民生活部 生活環境課 67-1833
3,000㎡以上	都市計画法に基づき県の許可が必要（都市計画区域内） 市条例に基づき景観に関する届出が必要（市内全域）	建設水道部 都市住宅課 67-1814
5,000㎡超 (地域森林計画区域内)	森林法に基づき県の許可が必要 ※太陽光発電設備を設置する場合	産業観光部 林務課 67-2121
10,000㎡以上	県規則に基づき県と協議が必要 都市計画法に基づき県の許可が必要	建設水道部 都市住宅課 67-1814
10,000㎡超 (地域森林計画区域内)	森林法に基づき県の許可が必要	産業観光部 林務課 67-2121

詳しくは、市または岐阜県のホームページをご覧ください。上記の担当課へお問い合わせください。